

本資料は（一財）社会変革推進財団との業務委託契約に基づき、SIMIの責任において制作されました。原著の著作権は当該資料を作成した作者にあり、日本語化された資料の著作権は（一財）社会変革推進財団及び（一財）社会的インパクト・マネジメント・イニシアチブにあります。
<https://simi.or.jp/grc/reporting-on-enterprise-value/>

Reporting on Enterprise value

Illustrated with a prototype climate-related financial disclosure standard

企業価値の報告 気候関連財務報告基準 プロトタイプを参考に

CDP, CDSB, GRI, IIRC, SASB

調整役として

IMP(Impact Management Project)、世界経済フォーラム、デロイト

2020年12月

原祥子 抄訳・まとめ

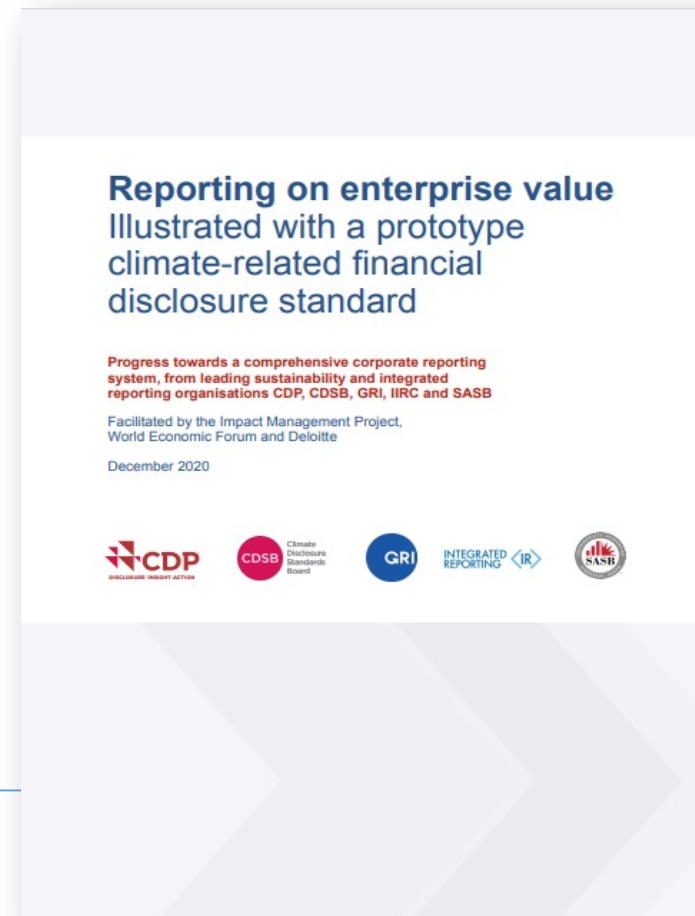


サステナビリティ報告事項と企業価値の考察



2020年9月、世界のサステナビリティ開示基準設置機関である5団体（CDP、CDSB、GRI、IIRC、SASB*）は包括的な企業報告制度のビジョンと実現に向けて協力していくことを示す共同声明を発表した。その後、証券監督者国際機構（IOSCO）議長に対するオープンレターにおいても、5団体として新たなグローバル基準に向けての共同歩調をとる意志を示している。本レポートはこれらに続くもので、5団体が現在活用するフレームワークや基準とTCFD(Task Force on Climate-related Financial Disclosures)の要素を組み合わせ、サステナビリティに関する事項がいかに関企業価値を生み出す（あるいは損なう）かの考察を提供する。これは、今後、IFRS財団を中心に策定されることが期待される、新しいグローバル開示基準へ活用されることをねらっている。

以下では、3種類の報告体系とそれぞれの関係を紹介する。また、基準設定を発展させることに役立つと目される、気候関連の財務情報開示基準に関する3つのプロトタイプを提供する。



*CDP: Carbon Disclosure Project
CDSB: Climate Disclosure Standards Board
GRI: Global Reporting Initiative
IIRC (<IR>) : International Integrated Reporting Council (国際統合報告評議会)
SASB: Sustainability Accounting Standards Board (サステナビリティ会計基準審議会)

1. 包括的な企業の報告体制 - 3種類の報告形態(1)-

ステークホルダーや投資家の異なる関心に応えるため、**企業のサステナビリティに関するパフォーマンスと見通しについて、3種類の報告形態**がある。同じサステナビリティ事項（例えばCO2排出量など）であっても、それぞれの視点で開示する内容が異なり、それぞれの報告書が対象とするサステナビリティ事項の範囲は、必ずしも同じではない。



持続可能な開発に対する企業の貢献を理解したい幅広い利用者向け

大きな視点

「サステナビリティレポート」：持続可能な開発に対する企業のプラス・マイナスの貢献を反映する、すべてのサステナビリティ事項を対象とする。この報告は、ビジネスパートナー、市民社会組織、消費者、顧客、従業員、政府、地域社会、非政府組織、株主、サプライヤー、労働組合、脆弱なグループなど、企業の持続可能な開発への貢献を理解しようとする幅広い利用者に役立つように設計されている。情報は、持続可能な開発の広範な条件と目標に照らし、国際的に認知された文書に記載された責任ある企業行動への期待に照らして設定される。



企業価値を理解したい特定の利用者向け（特に金融資本の提供者）

中間の視点

「サステナビリティ関連の財務情報開示」：企業価値に影響を与えるサステナビリティに関する報告書。金融資本の提供者に対する財務的リターンに関係するという特定の意味で「財務的」だが、必ずしも金額で測定されるものではない。この報告には、金融資本だけでなくIRフレームワークの他5種類の資本（製造、知的、人的、社会的・関係的、自然的資本）も含まれており、他5種類の資本と金融資本との関連性にも対応している。

小さな視点

「財務会計」：財務会計は、企業価値に影響を与えるサステナビリティに関する事項について、財務諸表に計上・開示されている金額に影響を与える限りにおいて、金額として表示される。このような金額には、過去の金額で認識された収益、費用、資産・負債、ならびに将来のキャッシュフローの見積りを織り込んだ評価技法を用いて認識されたものが含まれる。

大きな視点：社会・環境・経済への重大なプラス・マイナスの影響を反映した、すべてのサステナビリティに関する事項の報告

中間の視点：企業価値を創造したり、低下させたりするサステナビリティに関する事項の報告

小さな視点：サステナビリティに関する事項が財務諸表上で金額として表されている報告

フィルター

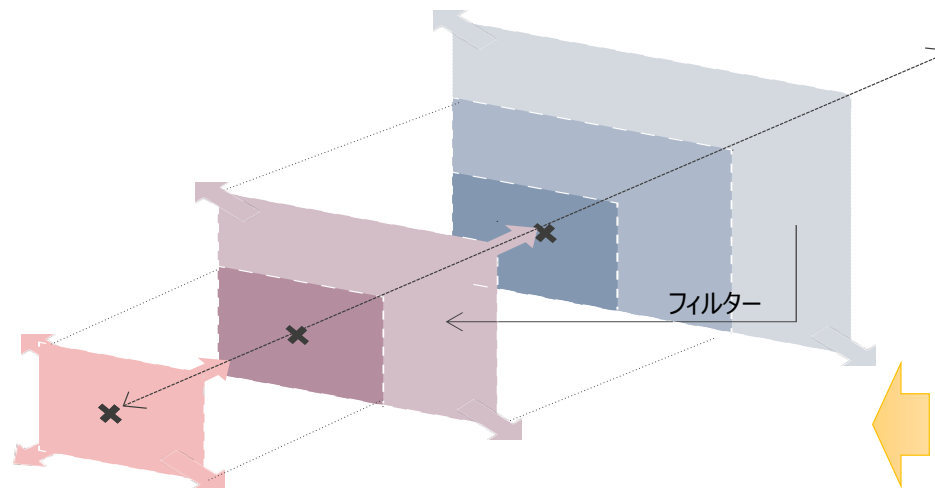
フィルター

1. 包括的な企業の報告体制 - 3種類の報告形態(2)-

視点の大小は、企業やプロジェクト、社会問題のテーマごとに常に一定に固定されているわけではなく、**社会の流れやステークホルダー含む人々の関心等の外部要因によって、時間の経過とともに変化する。**

例) CO2排出量：

③財務的な影響が純資産価値に反映されるとCO2排出量の社会問題が「**小さな視点**」で表現される。



①社会が地球温暖化を意識するようになると「**大きな視点**」で表現され、

②投資家が資本市場の価格設定に温室効果ガスの排出実質ゼロを考慮し始めると「**中間の視点**」で表現され、

「企業価値」についての報告

「持続可能性」についての報告

小さな視点：財務会計の開示
例：損益計算書への金銭的影響、窒素酸化物の大気汚染に関連した修復費用、窒素酸化物による大気汚染の公害規制

中間の視点：サステナビリティに関する財務開示
例：窒素酸化物、大気汚染、環境問題の傾向とシナリオ分析（中・大型車の窒素酸化物排出量の売上高加重平均値、エンジンの売上加重排出量など）

大きな視点：サステナビリティに関する全般的情報開示
例：窒素酸化物、大気汚染（排出係数のソースを含む）、持続可能な開発への貢献（破壊）を決定するために使用される標準的な方法論、仮定、ツール



「サステナビリティに関する財務開示」によって、企業や投資家は、社会問題の解決（例：窒素酸化物排出量を変化させるため）に利用可能なビジネスの鍵を理解することができる。

1. 包括的な企業の報告体制 - 2つのポイント-

! 公共政策・規制との関係

公共政策目標を達成するための企業の進捗状況を理解するため、**政府によって特定の開示を義務化される場合がある**。義務的な開示は、政府間の国際的な合意や、規制当局ごとの優先順位に基づいて行われるケースが多い。



例 1 : **EUタクソミー**では、該当する企業に対し、自社の活動がどのように、またどの程度までタクソミーに沿った活動に関連しているかを開示することが求められる。売上高、資本支出、営業支出のうち、該当する場合タクソミーに沿った活動の割合を提示しなければならない。 (1: 企業の経済活動が地球環境にとって持続可能かどうかを判定し、グリーンな投資を促すEU独自の仕組み)



例 2 : 英国では雇用主は、**ジェンダー・ペイ・ギャップ** (例 : 性差による平均時間給の格差) に関する具体的な数値を公表・報告しなければならない。

! 相互運用の重要性

3種類の異なる報告体系間で相互運用を可能にするアーキテクチャを検討し、「**サステナビリティに関する基準**」を設定するためのガバナンス及び資金調達モデルを確立することが重要である。特に、「**サステナビリティレポート (大きな視点)**」と「**持続可能性関連の財務開示 (中間の視点)**」の間の相互運用性が肝である。この2つの報告間で、指標の相互運用性が実現すれば、サステナビリティ情報の提供者と利用者双方にとっての混乱が防止でき、コスト削減を行うことができる。



GRIのようなマルチステークホルダー・デュー・プロセスを行う機関では、報告書にて経済、環境、社会に重大な影響を与えるサステナビリティに関する事項を特定し、企業に上記に関連する事柄の開示要求を設定することが重要。



SASBのような投資家の関心に焦点を当てたデュー・プロセスを規定する機関では、企業が開示すべきサステナビリティ関連事項を特定し、特定産業の企業にとって重要か、サステナビリティ関連事項が企業価値を高めるかどうか十分な洞察を提供することが重要。

2. 技術的考察と3つのプロトタイプ

次に、前項の中間の視点に関連する「サステナビリティに関する事項と企業価値の結びつきを分析・報告するための基準」に焦点を当て、IOSCO、IFRS財団、企業開示の促進に取り組んでいる規制当局、その他のステークホルダーと協力して、開示報告の包括的なシステムを開発するために作成された、3つのプロトタイプを紹介する。

1

IASBの財務報告の
概念的フレームワーク

IASB*の「財務報告の概念的フレームワーク」の、サステナビリティに関連した財務開示基準の開発を導くための活用可能性を検討する。(本レポートセクション2B (P.13)を参照)

*IASB(国際会計基準審議会)はIFRS財団に属する独立機関。

2

サステナビリティ関連の財
務情報開示基準の
プロトタイプ

「サステナビリティ関連の財務情報開示」に関する要求事項に関連したプロトタイプを示す。(本レポートセクション2C(p.17)付録3(P.34~)を参照)

3

気候関連財務情報開示
基準のプロトタイプ

報告組織が、気候関連特有のリスクと機会、価値創造プロセスへの気候変動の影響をどのように開示すべきか、情報開示すべき事項と指針を示す。(本レポートセクション2D(p.18~)を参照)

・上記に加えて、本レポート付録5の表IA~IIIA(p.39)では、IASBの「財務報告の概念フレームワーク」およびIFRSの「マネジメント・コメントリーに関する実務記述書」に関連し、既存のフレームワーク・基準、TCFD関連の構成要素を紹介している。この付録5の表IA~IIIAは、以下の文書を参考にしてしている。(IASB「財務報告の概念的フレームワーク」、IFRS「プラクティス・ステートメント1：マネジメント・コメントリー」、IFRS「プラクティス・ステートメント2：重要性の判断」、CDSB「フレームワーク」、GRI「ユニバーサル・スタンダード」、IIRC「インターナショナル<IR>フレームワーク」、SASB「コンセプト・フレームワーク」、「気候関連の財務情報開示に関するタスクフォースの勧告」)

2. 技術的考察と3つのプロトタイプ

1

IASBの財務報告の概念的 フレームワーク



IASBの「財務報告の概念フレームワーク」は、サステナビリティ関連の財務情報開示基準の開発を導くために適用可能である。詳細については、本レポートセクション2B（P.13）を参照。

! 財務報告の概念的フレームワーク

IASBの概念的フレームワークは、報告の透明性を証明し、説明責任と経済効率を強化する基礎となるもの。基準審議会の決定に一貫した基盤を提供する。概念的フレームワークには、少なくとも、**情報の目的、情報の主要な利用者、有用な情報の質的特性**が含まれる。この概念的フレームワークをもとに、今後、サステナビリティ基準審議会（SSB）による検討も含め、サステナビリティ関連の財務開示を行うための一貫性があり比較可能な基準を開発・維持することができると思う。

! IASBの「財務報告の概念的フレームワーク」が必要な理由

IASBの概念的フレームワークは、主要な財務諸表で提供される情報（業績、資本の変動、キャッシュ・フロー）を主な焦点とする。そのため、このフレームワークには、**財務諸表の要素（資産、負債、資本、収益と費用）、認識と認識解除の基準、測定など、財務会計と開示を支える基本的な要素**を含む必要がある。

「サステナビリティ関連の財務情報開示」は、通常の財務会計とは異なり、長期的な企業価値の要因（財務会計や開示では認識されない無形の価値の要因等）についての洞察を提供することを目的とした追加的な情報として分類される。列挙される原則、概念、要素、特徴、アプローチ、属性という項目は、基準・フレームワークの構成要素であり、企業がサステナビリティに関連する財務情報を報告することを可能にし、現状の企業報告エコシステムに存在するギャップに対処するものとなる。

2. 技術的考察と3つのプロトタイプ

1

IASBの財務報告の概念的
フレームワーク

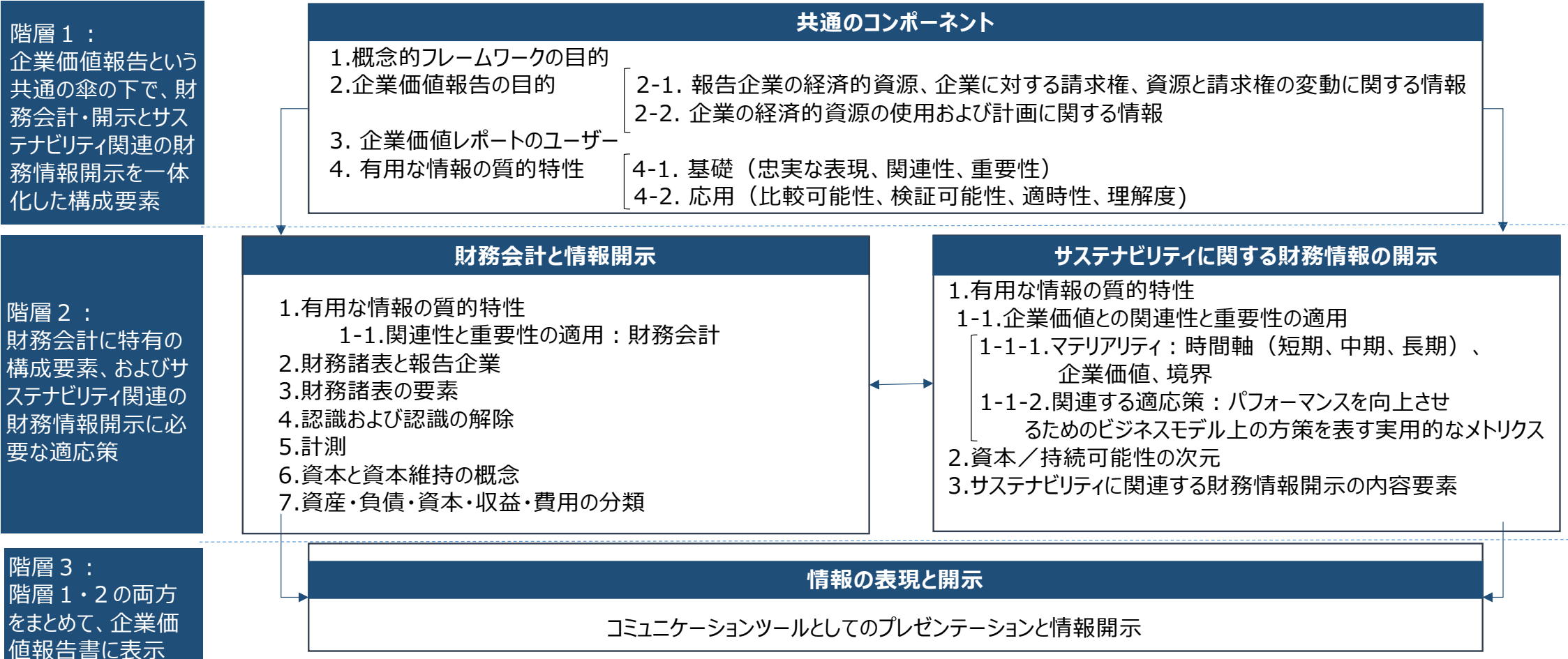


IASBの「財務報告の概念的フレームワーク」の構成は以下である。このフレームワークは、多くの共通点を持っている。

2

サステナビリティ関連の財務情報
開示基準のプロトタイプ

と



2. 技術的考察と3つのプロトタイプ

1

IASBの財務報告の概念的フレームワーク



以下、「財務報告の概念フレームワーク」の構成の考え方である。さらなる詳細は、本レポート（P.15）を参照。

共通の構成要素

「財務報告の概念的枠組み」の内容	サステナビリティ関連の財務情報開示を含む用語の適応
<p>2.概念的フレームワークの目的：</p> <ul style="list-style-type: none"> 一貫したコンセプトに基づいた基準を策定するために、基準設定者を支援する。 特定の取引に基準が適用されない場合に、作成者が一貫した会計方針を策定できるように支援する。 すべての関係者が基準を理解し、解釈できるように支援する。 	<p>「通常の財務報告」を「企業価値の報告」に置き換え、財務会計と開示、および持続可能性に関連する財務開示と定義する。</p>
<p>3.一般的な財務報告の目標とユーザー</p>	
<p>4.有用な情報の質的特性</p>	

サステナビリティに関する財務情報の開示

マテリアリティの考え方：財務情報を省略、誤記、または不明瞭にすることが、主要な利用者が報告書に基づいて行う意思決定に影響を与えることが予測できる場合、財務情報はマテリアルであるとされる。IASBのマテリアリティ（重要性）の定義は、持続可能性に関連した財務開示の目的に応じて、時間軸、企業価値、境界線の考え方を以下のように改変する必要がある。

時間軸	財務会計と開示は、現在の状態と過去の実績を評価することが多いが、持続可能性に関する事項の中には、ずっと後になってから財務的な成果に結びつくものもあり、これが現在、これらの事項の多くが財務諸表に反映されていない理由である。金融資本の提供者の多くは、サステナビリティに関連する事項が長期的に企業価値にどのような影響を与えるかを含め、企業の短期、中期、長期の財務パフォーマンスに関心を持っているため、扱いの改変が必要である。
企業価値	報告書の利用者は、企業価値の創出に重要なサステナビリティ関連の事項における企業のパフォーマンスを理解する必要がある。サステナビリティ事項が企業価値に影響を与える、典型的な企業の財務状況（例：貸借対照表）、財務実績（例：損益計算書、キャッシュフロー）、リスクプロファイル（例：資本コスト）に影響を与える可能性が高いかを特定しなければならない。
境界線	企業価値を特定する企業の内部と外部を分けるもの。外部に関しては、企業内部すなわち企業価値に影響を与える範囲で、外部に存在するリスク、機会、アウトカムに関して検討しなければならない。

関連する適応策：サステナビリティに関連した財務情報の開示は、業界固有の指標に基づいて行われることが多いが、指標は、企業がパフォーマンスを向上させ、ひいては企業価値を向上させるために実行可能なビジネスモデルの方策を表す必要がある。測定基準を設定することで、重大な影響（例：気候変動への寄与）と企業価値向上との関係を、企業が主体性を持って把握できるようになる（例：航空会社の場合、燃料消費量と再生可能エネルギーの割合）

資本・持続可能性の次元：資本や持続可能性の次元に関する考え方は、私たちそれぞれのフレームワークや基準が、持続可能性に関する事柄を類似したトピックの論理的なグループに分類するために使用してきたもので、現在、これらの構成要素には相違点があります、完全に調和させるにはさらなる作業が必要。6つの資本（<IR>）、3つの持続可能性の次元（GRI）、5つの持続可能性の次元（SASB）など。

2. 技術的考察と3つのプロトタイプ

2

サステナビリティ関連の財務情報表示基準のプロトタイプ



サステナビリティ関連の財務情報表示基準のプロトタイプは、一般的に市場で受け入れられているTCFDの「ガバナンス」「戦略」「リスクマネジメント」「指標・目標」の4つの柱とし、気候変動やその他のサステナビリティ関連の財務情報を整理する有用な構造を提供する。

サステナビリティ関連の財務情報表示基準のプロトタイプ

組織情報	
目的	
スコープ	
特徴	
比較情報	
マテリアリティ（必要不可欠なこと）	
コンテンツ	
ガバナンス	- 情報開示の目的 - 内容
戦略	戦略 ビジネスモデル 見通し
リスクマネジメント	
評価指標/目標	オペレーション リスク - 開示目的 - 内容（業界横断的および業界固有のサステナビリティ関連財務情報を含む）

本基準は企業価値報告におけるサステナビリティ関連の財務情報の表示に関する全体的な情報表示要求事項と、内容に関する最小限の情報表示要求事項を定めている。サステナビリティ関連の財務情報について共通の表示方法があることで、企業のサステナビリティ関連の財務情報を、報告期間をまたいで、他の企業の同情報と比較が可能になる。詳細は、本レポートセクション2C(p.17)付録3(P.34~)を参照。

「コンテンツ」の項目 目的を達成するために、以下を含む情報開示が求められる。

- ・ガバナンス
 - a. 持続可能性に関連した財務上のリスクと機会に対する取締役会の監督。
 - b. 持続可能性に関連する財務リスクを評価し管理するための経営陣の役割と機会
- ・戦略
 - a. リスクマネジメントのプロセスに従った、短長期のサステナビリティ関連の財務リスクと機会
 - b. サステナビリティ関連の財務リスクと機会が、事業、戦略、財務計画に及ぼす影響
 - c. 短期、中期、長期にわたる組織の戦略の可塑性（レジリエンス）
- ・リスクマネジメント
 - a. サステナビリティ関連事項を特定し、評価するための組織のプロセス/財務上のリスク
 - b. サステナビリティ関連の財務リスクを管理するための組織のプロセス
- ・評価指標/目標
 - a. 組織が持続可能性関連の評価に使用している指標と情報開示
 - b. 組織のパフォーマンス、過去の期間に経営陣が設定した目標に対するパフォーマンス
 - c. オペレーション・財務・リスクの各パフォーマンス指標が、前年度の実績と比較した結果

Prototype Annex A: 定義

2. 技術的考察と3つのプロトタイプ

3

気候関連財務情報開示基準のプロトタイプ



気候関連財務情報開示基準のプロトタイプは、**気候変動に関連する財務リスクと機会、またそれらが企業の業績、財務状況、企業価値創造能力に与える影響に関する情報を提供する目的**で、経営者が使用するべき情報開示要求事項を定めている。広く受け入れられていることを踏まえ、TCFDが提唱する構造と提言を採用している。詳細については、本レポートセクション2D(p.18~)を参照。

気候関連財務情報開示基準のプロトタイプ

組織	
目的	
スコープ	
気候関連財務情報の開示	
ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> 情報開示の目的 コンテンツ
戦略	
見通し	
リスクマネジメント	
評価指標/目標	<ul style="list-style-type: none"> 情報開示の目的 コンテンツ（業界横断的、業界固有の気候関連財務情報開示を含む）
プロトタイプ付属書A: アプリケーションガイダンス	
業界横断的、業界固有のアプリケーションガイダンス（評価指標と目標値）	
プロトタイプ付属書B: 用語の定義	

「目的」の項目

- 目的は企業価値報告の主要な利用者が、以下の評価を可能にする情報を確実に得ること
- 企業がさらされている気候変動に起因するリスクと機会の性質、種類及び程度
 - 気候関連のリスクと機会が、企業の財政状態、財務実績、価値創造能力に及ぼす影響
 - 気候変動の機会とリスクを管理するための経営者による対応と資源活用戦略
 - 気候関連のリスクと機会を管理する、企業のビジネスモデルと実施能力

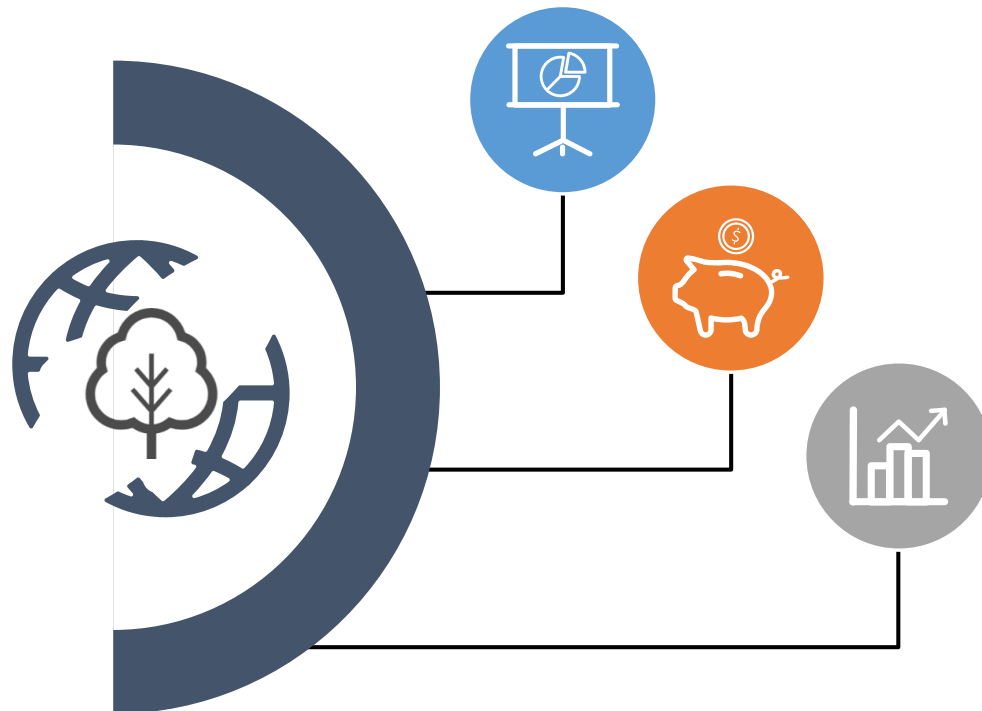
「コンテンツ」の項目

以下、プロトタイプで定められた目標を達成するため、企業に開示が求められる事項である。

気候関連のリスクと機会の説明	気候関連のリスクと機会が企業に与える影響	気候関連のリスクと機会が企業的意思決定や計画に与える影響	気候関連のリスクと機会への対応力
短期、中期、長期にわたって企業のビジネスモデルと戦略を強化、脅かす、あるいは変化させる可能性のある気候関連のリスクと機会の説明	識別された気候関連のリスクと機会が企業のビジネスモデルと戦略に及ぼす影響の説明	気候関連のリスクと機会及び関連する影響が、企業的意思決定、戦略策定及び財務計画プロセスへのインプットとして役立っているかどうか、またどのように役立っているかの詳細（意思決定及び計画等）	企業の戦略とビジネスモデルの可塑性（レジリエンス）が、気候関連のリスクと機会によってどのような影響を受けるかどうかの分析

3. 総括と財務情報開示基準プロトタイプ^oの将来

本レポートでは、企業価値に焦点を当てた「サステナビリティ関連の財務開示基準」と「財務会計・開示基準」を、<IR>フレームワークの指導原則に基づく統合報告書をフレームワークとして両者を結びつけるモデルを紹介した。このモデルを活用することで、TCFDが示した4つの要素（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標・目標）を統合し、その要素をサステナビリティに関するすべての事項に適用することで、財務報告と同レベルの品質と統制で企業の情報開示に組み込むことができるシステムが可能となる。



近年、気候変動、世界的な大流行、そしてサステナビリティのパフォーマンスと財務上のリスクおよびリターンとの関連性がますます明確になり、グローバル規模の包括的な企業報告システムを開発する必要が高まっている。多くのステークホルダーは緊急性を認識しており、様々なイニシアチブや、政策立案者を含む多くのプレーヤーによる行動の呼びかけを通じて、システムの変革を支持する声が高まっている。本レポートで紹介したような行動規範は、さらなる精緻化と企業の実務に根付いた後、基準へ盛り込むことを検討できる。例えば、CDPは、TCFDの提言に沿った形で情報開示を革新し、科学的根拠に基づく目標や社内のカーボンプライシングを拡大し、標準化し始めている。本レポートが、世界規模かつ様々な地域において、政策立案者や規制当局を含む多くのステークホルダーに対して有用なインプットとなることを願っている。

ご利用条件

本資料は一般財団法人社会的インパクト・マネジメント・イニシアチブ（Social Impact Management Initiative: SIMI）（以下「当法人」といいます）が運営するSIMIグローバルリソースセンター（以下「本ウェブサイト」といいます）に掲載されているものです。

本ウェブサイトを利用される前に以下の利用条件をお読みいただき、これらの条件にご同意された場合のみご利用ください。本ウェブサイトをご利用されることにより、以下の条件にご同意されたものとみなします。

なお、以下の条件は、予告なしに変更されることがあります。本条件が変更された場合、変更後の利用条件に従っていただきます。あらかじめご了承ください。

1. 著作権について

本ウェブサイト上のすべてのコンテンツに関する著作権は、特段の表示のない限り当法人および当該資料の原著の作者に帰属しております。そのすべてまたは一部を、法律にて定められる私的使用等の範囲を超えて、無断で複製、転用、改変、公衆送信、販売などの行為を行うことはできません。

2. 免責事項

本ウェブサイトは、社会的インパクト・マネジメントに関連する海外の文献や資料を、日本語に訳しまとめたものを、著者及び出版元の許可を得て掲載しています。本ウェブサイトに掲載されているコンテンツは、あくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英語の原文を参照していただくよう、お願いいたします。

誤りのないようあらゆる努力をしておりますが、誤訳、あるいは、掲載されている情報の使用に起因して生じる結果に対して、当法人関係者及び当ウェブサイトは、一切の責任を負わないものといたします。

当法人は、予告なしに、本ウェブサイトの運営を中断または中止、掲載内容を修正、変更、削除する場合がありますが、それらによって生じるいかなる損害についても一切責任を負いません。また本ウェブサイトのご利用によりご使用者様または第三者のハードウェアおよびソフトウェア上に生じた事故、データの毀損・滅失等の損害について一切責任を負いません。

3. リンクについて

営利、非営利、イントラネットを問わず、本ウェブサイトへのリンクは自由です。ただし、公序良俗に反するサイトなど、当社の信用、品位を損なうサイトからのリンクはお断りします。また事前事後にかかわらず、その他の理由によりリンクをお断りする場合があります。

4. 資料の引用について

本ウェブサイト上に掲載された日本語まとめ、抄訳及び翻訳資料を引用する際には、出典の著作者名として「一般財団法人社会的インパクト・マネジメント・イニシアチブ（SIMI）グローバルリソースセンター」及び当該資料の原著の著作者名を、併せて明記ください。なお、引用の範囲を超えられる場合は、当法人および当該資料の原著の著作者に了解を得てください。